

別記様式第1号（第9条、第10条関係）

下川町認定こども園入園申込書

年　月　日

下川町長　　様

保護者
住 所
氏 名
電 話

下川町認定こども園への入園を次のとおり申込みます。

入園児童	氏名 <small>(ふりがな)</small>	生年月日		性別 男・女	備考 マイナンバー
		年	月		
利用希望の期間及び時間	年　月　日　から　年　月　日　まで		時　分	時　分	
希望区分	1. 認定こども園での教育の利用を希望（※満3歳以上の児童に限る） 2. 保護者の労働又は疾病等の理由により認定こども園での保育の利用を希望				
保育の実施を必要とする理由	()、() ※裏面から該当する番号を記入してください。				

○ 入園児童の家庭の状況

区分	氏名	入園児童との続柄	生年月日	性別	勤務先	課税の状況			備考 (マイナンバー)
						前年度分町民税 世帯区分	前年分課税金額	所得税	
入園児童の世帯員		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
		.	男・女			非課税・課税			
生活保護の状況		適用なし　適用あり(　年　月　日保護開始)							
ひとり親家庭		該当　・　非該当		第3子以降の児童		該当　・　非該当			

※市町村記載欄	入園申込の承諾	教育・保育の実施の要否	教育・保育の実施期間		保育の実施基準の番号
		要・否(理由) 年　月 承諾	自　　年　月　日 至　　年　月　日		()、()
			入園番号		
			備考		

○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄には記入する必要がありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ下川町役場に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「入園児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2. 「利用希望の期間及び時間」の欄には、小学校就学始期に達するまでの教育又は保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間及び時間について記入してください。
3. 「希望の区分」の欄には1(年齢の基準日において満3歳以上に限ります。)又は2のどちらか該当するものを○で囲んでください。
4. 「希望する区分」の2の入園できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、()に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際に見ていく方)が下の表の(1)から(10)までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入しつつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。(例えば、(1)や(2)に該当する場合は勤務先、就労時間、就労日数等、(3)では親の具体的な状況等、(4)では傷病名や治療見込期間等、(5)では看護している病人等の傷病名や治療見込期間等、(6)では災害の程度・復旧見込期間等)、(7)では具体的な求職活動状況等、(8)では就学の期間等。
なお、具体的な状況を確認できる書類があれば、あわせて添付してください。
5. 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入してください。「性別」、「ひとり親家庭」及び「第3子以降の児童」の欄は、該当する欄を○で囲んでください。「課税の状況」及び「生活保護の状況」の欄は、該当する欄を○で囲むとともに該当箇所に金額又は日付を記入してください。
なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
6. 下川町認定こども園への入園については、
 - ・下川町認定こども園へ入園できる基準に該当しないため入園が認められない場合
 - ・希望者が多数いるため、下川町認定こども園に入園できない場合
 - ・下川町認定こども園へ入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご了承ください。

下川町認定こども園へ入園できる基準

下川町認定こども園へ入園できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 昼間に居室外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居室内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 保護者が傷病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 同居の親族を常時介護・看護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 求職活動(起業準備を含む)を行っていること。
- (8) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)をしていること。
- (9) 児童が虐待やDVのおそれがあること。
- (10) 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること。
- (11) 町長が認める前各号に類する状態にあること。
- (12) この基準にかかわらず、なお定員に余裕がある場合は他の児童を受け入れることができる。